

- ・ 関東・東北学生トライアスロン大会（戸田調整池）
- ・ 防災へり水難救助訓練（赤田調整池）
- ・ 水難救助訓練（赤田調整池）
- ・ 洪水調整等実績（24回）

（ii） 交付先

市町を經由して各土地改良区及び各土地改良区連合

（iii） 交付金額

55,177 千円

ii 検出事項

特になし。

⑭ 水土保全対策強化事業費補助金

i 事業の概要

（i） 事業の内容

土地改良施設の点検・整備・操作等の管理に関する診断、運営相談及び指導等に要する経費を助成する事業である。並びに、換地処分と農用地の利用集積の促進を図るため、換地事務を通じた土地利用調整、農地利用集積及び交換分合の啓発・技術指導等に要する経費を助成する事業である。

具体的には県土連が以下の事業を行っている。

- ・ 管理円滑化事業推進委員会の開催
- ・ 土地改良施設の診断及び管理指導
- ・ 土地改良施設の管理等に関する苦情及び紛争等の対策
- ・ 非補助土地改良事業推進支援

補助率は県 100%である。

（ii） 交付先

県土連

（iii） 交付金額

13,294 千円

ii 検出事項

特になし。

⑮農業用水水源地域保全対策事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業用水や水源地域を取り巻く現状・課題、その恩恵等について、下流地域の農業者や地域住民等の理解促進を図るための活動に対して助成する事業である。

具体的には地域住民向けの体験学習（森の健康診断・巣箱作り・田んぼアート等）の実施及び教材の作成等に助成する。

補助率は国 100%（県を經由して交付）である。

那須野ヶ原土地改良区連合の実施した主な体験学習は以下の通り。

- ・森の健康診断 2 回実施（参加者 2 回で 50 名）
- ・森の生き物調査 1 回実施（参加者 34 名）
- ・植樹体験 1 回実施（参加者 41 名）
- ・その他

(ii) 交付先

各土地改良区及び各土地改良区連合

(iii) 交付金額

7,270 千円

ii 検出事項

特になし。

⑯農業水利施設機能診断事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業用水の安定供給と施設の適切な保全管理を支援するため、国庫補助の対象にならない受益面積 1ha 以上、100ha 未満の農業水利施設（ダム、ため池、頭首工、用排水機場等）の機能診断に対して助成する事業である。

補助率は県 50%以内である。

(ii) 交付先

各土地改良区

(iii) 交付金額

1,000 千円

ii 検出事項

特になし。

⑰県土連、土地改良区及び土地改良区連合

補助金の交付に関し、往査した県土連、土地改良区及び土地改良区連合に対する意見及び指摘事項は以下のとおりである。

・県土連の財政状態及び県土連への補助金交付の妥当性（意見）

平成 24 年 3 月期の県土連の資産合計は 3,217 百万円、負債合計は 1,135 百万円（負債の内、職員退職手当引当金が 944 百万円）、差し引き正味財産は 2,081 百万円となっている。また、流動資産、基本財産、その他固定資産として計上されている現預金及び国債等の残高は 1,623 百万円である。

県土連は県等から補助金を受け入れ各種事業を行っている他、県内の各市町及び各土地改良区等から独占的に土地改良施設に関する測量設計事業を請け負っている。各市町及び各土地改良区等は測量設計事業費の請負金額の妥当性は検討せず、随意契約で県土連に測量設計事業を発注している。

県土連は土地改良法により設立された営利を目的としない法人、換言すれば公益を目的とした法人である。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）では公益目的事業は収支相償（公益目的事業から利益をあげないこと）が求められる。然るに、県土連の潤沢な財政状態を考えると、行っている事業から利益が生じていると思われる。平成 24 年 3 月期の県土連の当期収支差額は 9 百万円の赤字であるが、支出の部に財政調整積立金繰出金 71 百万円があり、これを加味すると当期収支差額は黒字となる。県土連は土地改良法により設立された法人であるため、認定法の適用は受けないが、営利を目的としない法人が、多額の内部留保を積み上げていることは社会通念上、疑念を生じかねない。

また、交付される補助金は実施する事業が補助金の交付基準に該当するか否かで決定されるが、県土連のように財政状態が良好な法人に補助金を交付することには疑問が残る。県の財政状態が厳しい昨今、交付先の財政状態を加味した補助金の交付基準が必要と考える。

・土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）の財政状態及び補助金交付の妥当性（意見）

今回の監査では 4 つの土地改良区等を往査したが、その所有する現預金等は最低で 1 百万円、最大で 1,031 百万円であった。また、財政状態の困窮している土地改良区等の

人件費は著しく低額であり、退職金はない。それに対して財政状態が良好な土地改良区等は人件費及び退職金を市町並に設定しているところもある。県内の土地改良区等の財政状態は著しい格差が生じている。

土地改良区等に交付される補助金は実施する事業が補助金の交付基準に該当するか否かで決定される。しかしながら、土地改良区等がその地域の農業従事者の自助組織であることを考えると、財政状態が良好な土地改良区等に補助金を交付することが、真に補助金交付の目標を達成しているのか否か甚だ疑問である。

県の財政状態が厳しい昨今、土地改良区等の財政状態を加味した補助金の交付基準が必要と考える。

・土地改良区等の会計（意見）

土地改良区等は単式簿記を採用している。単式簿記とは、いわゆる家計簿のようなものがそれに該当し、現預金の入金や出金を記録していくことで、現預金の残高は把握できるが、複式簿記のように貸借対照表の作成は出来ず、固定資産の減価償却も行われないため、法人の正しい経営成績、財政状態を把握することは出来ない。国及び県は土地改良区等に複式簿記の採用を促しているが、県内の土地改良区等は全て単式簿記を採用している。速やかに複式簿記を採用し適正な決算が行える体制に移行することが望ましい。

また、財政状態が良好な土地改良区等は財政調整積立金（基金）、退職給与積立金（基金）、固定資産に係る維持管理積立金（基金）など各種積立金（基金）を計上しているが、その計上基準が不明確なものが散見された。このような積立金（基金）は何らかの合理的な計上基準をもって積み立てるべきで、収支を均衡させるために計上する積立金は不適切な会計処理といえる。

各土地改良区等は複数の特別会計を有している。特に合併をした土地改良区等は合併前の各土地改良区をそのまま特別会計としていることが散見された。一番特別会計の多い土地改良区等では一般会計の他に特別会計が18も存在した。そのような状況では改良区全体の収支の状況が判然としない。不必要な特別会計は廃止し、一般会計に統合することが必要である。

・施設台帳（維持管理計画書）の適切な管理（指摘事項）

農業用施設の新設及び改修等があった場合には、土地改良区は施設台帳（維持管理計画書）への記載を行う必要があるが、施設台帳の更新がされていなかった。施設台帳が適時に更新されない理由は、大部分の土地改良区の施設台帳が県土連により作成管理されており、その更新を県土連に依頼しなければならないためである。施設台帳を各土地改良区で作成管理し、適時に更新すべきである。

2. 負担金

(1) 農政課

①とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

平成23年10月15日及び16日に県庁及びその周辺で開催された「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」の開催費の負担金である。

(ii) 交付先

とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会（会長福田富一）

(iii) 交付金額

15,000千円（うち農政課分5,000千円、農村振興課分10,000千円）

ii 検出事項

特になし。

②とちぎ地産地消県民運動実行委員会負担金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

「とちぎ地産地消推進方針（第Ⅲ期）」に基づき、地域の特色を活かした地産地消の取組を促進するための負担金である。

具体的には、実行委員会・幹事会の開催、地産地消運動の推進、とちぎ地産地消夢大賞の表彰、食と農に関する普及啓発イベントの実施及び支援、教育関係者が取り組む地産地消活動への支援を行っている。このうち、最後の教育関係者が取り組む地産地消活動への支援に関して、学校給食での米食給食の推進に関しては、別途とちぎの食育・地産地消総合推進事業費補助金が交付されている。

(ii) 交付先

とちぎ地産地消県民運動実行委員会

(iii) 交付金額

1,300千円

なお同額の負担金が、JA（農協）グループからも交付されている。

ii 検出事項

特になし。

(2) 農村振興課

①とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

平成23年10月15日及び16日に県庁及びその周辺で開催された「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」の開催費の負担金である。

(ii) 交付先

とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会（会長福田富一）

(iii) 交付金額

15,000千円（うち農政課分5,000千円、農村振興課分10,000千円）

ii 検出事項

特になし。

②地籍調査事業費負担金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

土地の筆毎の地籍を明確にし、地籍図及び地籍簿を作成することにより土地行政全般の合理化・効率化を図る負担金である。

(ii) 交付先

宇都宮市外15市町

宇都宮市を抽出して検討した。

(iii) 交付金額

259,101千円

ii 検出事項

特になし。

(3) 生産振興課

①米政策改革連携推進事業費

i 事業の概要

(i) 事業の内容

栃木県農業再生協議会が行う、市町別の生産数量目標の検討、産地資金の要件の検討等の取組について助成する。

(ii) 交付先及び交付金額

栃木県農業再生協議会に1,000千円の負担金として交付している。

ii 検出事項

特になし。

②とちぎ花フェスタ開催事業費負担金

i 事業の概要

とちぎ花フェスタは、「とちぎの花」の普及促進と生産振興の支援、及び「花と緑にあふれるふるさと栃木」の実現を図るため行われる花の総合イベントである。平成9年より県内各地を開催場所として、主に2月中旬頃に実施している。

栃木県や各市町からなる「とちぎ花フェスタ実行委員会」が組織され、フラワーアレンジメント等のコンテストや、花き関連の展示、品評会、また園芸相談や寄せ植え等の体験教室が開催される。平成23年度は、平成24年2月10日から平成24年2月12日まで矢板市を会場として、「とちぎ花フェスタ 2012 in やいた」が開催された。県は、とちぎ花フェスタの開催費用の一部(1,700千円)を負担している。

「とちぎ花フェスタ 2012 in やいた」の収支決算は、以下のとおりである。

収入の部

(単位：千円)

科目	決算額	摘要
負担金	2,200	栃木県 1,700千円 矢板市 500千円
協賛金	3,390	@500千円×1口、@100千円×2口他 口数合計98口
入場料収入	10,417	@500円×14,115人、@600円×5,600人
出店小間料	735	@30千円×23店、@15千円×3店
雑収入	1,197	繰越金(676千円)、体験教室等
計	17,939	

支出の部

(単位：千円)

科目	決算額	摘要
会場企画・設営費	7,533	全体企画、設計、設営、保守、撤去費
展示装飾費	3,475	主催者展示等会場飾花、体験教室花材費等
会場運営費	1,947	ジャンパー、寝具リース、昼食、看護師賃金
地区実行委員会委託費	2,000	矢板地区実行委員会業務委託費
その他	2,458	催事関係費、広報宣伝費、事務局費、予備費
計	17,415	

ii 検出事項

- ・とちぎ花フェスタの知名度を高める努力（意見）

とちぎ花フェスタは、毎年2月中旬から下旬にかけての開催で、県内のイベント等が少ない時期であり花の普及促進と生産振興への期待が大きい。今後は、より知名度を高める努力が求められる。

③ 関東東海花の展覧会開催事業費負担金

i 事業の概要

関東東海花の展覧会開催事業は、展覧会を開催することにより花に対する理解と消費の啓発を図り、花き産業の健全な発展に寄与することを目的とする。展覧会は千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、栃木県、東京都、神奈川県及び埼玉県の会員都県が持ち回りで主催している。展覧会の開催では、品評会、フラワーデザインコンテスト、花の装飾展示、園芸等の各種教室等を実施し、花の消費拡大を目的としている。

平成23年度は千葉県が主催県となり、東京都豊島区池袋を会場として、平成24年2月1日から平成24年2月5日まで実施された。県は展覧会の実施に際して、正会員として1,100千円を負担し、関東東海花の展覧会実行委員会へ支払っている。会員各都県の負担金は、以下のとおりである。

会員の負担金額

(単位：千円)

会員区分	都県名	負担金明細	負担金
正会員	千葉、静岡、愛知、茨城、群馬、栃木、東京、神奈川、埼玉 計9都県	1,100千円×9都県	9,900
準会員	岐阜、三重、山梨計3県	450千円×3県	1,350
合計			11,250

第61回関東東海花の展覧会で行われた品評会の正会員の都県別入賞点数は、以下の

とおりである。

(単位：点)

賞名	千葉 県	静岡 県	愛知 県	茨城 県	群馬 県	栃木 県	東京 都	神奈川 県	埼玉 県
金賞	15	15	11	4	8	4	15	6	8
銀賞	34	20	22	12	16	12	19	21	10
銅賞	35	36	26	24	23	22	25	36	26
受賞合計	84	71	59	40	47	38	59	63	44

ii 検出事項

・ 展覧会での県産花きの受賞と受賞努力（意見）

展覧会では、「きく」の金賞、銀賞及び銅賞の受賞数合計が愛知県の23点（「きく」の出展数に対する受賞割合では28%）に対し、栃木県は7点（同47%）である。栃木県の得意とする「きく」の受賞数は少ないが、出展数に対する受賞割合の面では高くその面での評価はできる。

しかし、受賞総数では、金賞、銀賞及び銅賞の受賞数合計が、正会員（9都県）中で本県は最下位である。金賞の数でも15点を獲得した千葉県、静岡県及び東京都に対して栃木県は4点であり最下位である。正会員の関東東海花の展覧会に要する負担金は他の都県と同額であり、展覧会への出展数に県ごとの制限等は特にない。

展覧会でのより多くの受賞は、本県花きの知名度を高め、生産者の生産意欲向上にもつながる。展覧会に向け、より多くの花きの出展及び受賞努力が求められる。

（4）畜産振興課

① 草地畜産基盤整備事業費負担金

i 事業の概要

（i）事業の内容

草地畜産基盤整備事業費の中の畜産環境総合整備事業費（草地畜産活性化型）に対する負担金であり、県が栃木北西地区の事業参加者として負担すべき金額を、事業主体である公益財団法人栃木県農業振興公社に対して交付するものである。

（ii）交付先

公益財団法人栃木県農業振興公社

(iii) 交付金額

16,054 千円 (内繰越分 7,351 千円)

ii 検出事項

特になし。

(5) 農地整備課

①土地改良施設管理費負担金 (土地改良施設維持管理適正化事業費負担金)

i 事業の概要

(i) 事業の内容

事業内容は土地改良施設維持管理適正化事業と同じである。大井口土地改良区(茨城県)は茨城県と栃木県にまたがっており、その補助金は全額茨城県が支出している。従って、栃木県に係る部分に関して栃木県は茨城県に対して負担金を支払っている。

(ii) 交付先

茨城県

(iii) 交付金額

1,124 千円

ii 検出事項

特になし。

②深山・板室ダム管理事業費負担金 (併任職員給与等)

i 事業の概要

(i) 事業の内容

板室ダムは国、県、県企業局が共同事業者として管理事業を行っている。実際の管理主体となっているのは主に県企業局であり、県は県企業局に対して共同事業者としての負担金を支出している。

(ii) 交付先

県企業局

(iii) 交付金額
21,878 千円

ii 検出事項
特になし。

3. 交付金

(1) 農政課

①農業委員会交付金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

市町村農業委員会の運営を円滑に行うための取組等に対する助成である。具体的には、委員手当、職員設置費、農地調査・農地基本台帳整備費に対する交付金である。

(ii) 交付先

各市町の農業委員会

なお、農業委員会とは「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」に基づき、市町村ごとに設置が義務付けられている行政委員会（地方公共団体などの一般行政部門に属する行政庁であって、複数の委員によって構成される合議制の形態をとり、かつ、母体となる行政部門からある程度独立した形でその所管する特定の行政権を行使する地位を認められるもの）であり、選挙委員と選任委員から構成されている。選挙委員は、公職選挙法を準用して、直接、農業者の選挙により選出され、任期は3年である。選任委員は、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、土地改良区から推薦され、市町村長が選任した団体推薦委員計3名と、市町村議会から学識経験者として推薦され、市町村長が選任し議会推薦委員4名以内からなる。

農業委員の身分は、特別職の非常勤地方公務員であり、市町村から一定の報酬（手当）が支払われる。本県には26市町に市町村農業委員会があり、農業委員数は673名（平成24年7月2日現在）である。

農業委員会の業務は、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、遊休農地に関する措置を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関する資金や税制、農業者年金に係る業務等のいわゆる法令業務を中心として、それ以外にも農業振興業務や意見の公表、建議及び諮問に対する答申の業務を行っている。

(iii) 交付金額

113,428千円

ii 検出事項

特になし。

②自作農財産管理事務費

i 事業の概要

(i) 事業の内容

旧自作農創設特別措置法及び旧農地法に基づいて取得した自作農財産の適切な管理を行うための交付金である。なお自作農財産とは、農地改革及び開拓事業等により国が買収したが、小作人等に売渡されずに農林水産省名義で残存している土地等である。これらの財産は普通財産であり、取得根拠により「国有農地等」と「開拓財産」に区分される。平成 23 年度末現在、本県には前者が 32.0 ヘクタール(ha)、753 筆、後者が 17.6ha 存在する。具体的には、草刈に要する費用である。

(ii) 交付先

対象地を有する市町

(iii) 交付金額

4,700 千円（下記、自作農財産売払事務費と合わせて）

交付金額が決まっているため、まず各市町から提出された実施計画に基づき、草刈費用を当管理事務費交付金に充当し、残りの金額を事務量に応じて、9 対 1 の割合で当管理事務費交付金と次の③に記載の売払事務費交付金に按分している。

ii 検出事項

特になし。

③自作農財産売払事務費

i 事業の概要

(i) 事業の内容

旧自作農創設特別措置法及び旧農地法に基づいて取得した自作農財産の適切な処分を行うための交付金である。

(ii) 交付先

対象地を有する市町

(iii) 交付金額

4,700 千円（上記、自作農財産管理事務費と合わせて）

ii 検出事項

特になし。

(2) 農村振興課

①中山間地域等直接支払交付金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

中山間地域等において、農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図るため、直接支払交付金を農業者等に交付するものである。具体的には、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して交付する交付金である。

(ii) 交付先

協定 (230 協定)

(iii) 交付金額

177,442 千円

ii 検出事項

特になし。

(3) 経済流通課

①就農施設等資金県貸付金取扱事務交付金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

就農施設等資金（制度上、転貸方式のみ）を取り扱う金融機関に対し、融資機関による就農施設等資金の貸付けの促進及び県貸付金の債権保全を図るため、貸付金の取扱金額（貸付、償還）に応じ事務交付金を交付するものである。

毎年1月1日から12月31日まで（暦年）融資機関が実施する就農施設等資金の貸付けに係る県貸付金の借入に要する事務、及び就農施設等資金を借り受けた認定就農者が償還を終了するまでの間において融資機関が認定就農者に対して実施する経営指導等に要する事務等を交付事務対象としている。貸付金の取扱金額に応じた交付金は下記の交付率を乗じて算出する。

- ・ 貸付 事業期間内の貸付金合計額の 0.81%相当額
- ・ 償還 事業期間内の償還金合計額の 0.405%相当額

(ii) 交付先

就農施設等資金を取扱う融資機関（県内 10 の農業協同組合）

(iii) 交付金額

期中貸付額に対応する額	758 千円
期中償還額に対応する額	396 千円
合 計	1,155 千円

ii 検出事項

- ・ 県貸付金取扱事務交付金交付要領の内容と附則の表記の不一致（指摘事項）

就農施設等資金県貸付金取扱事務交付金交付要領（以下「交付金交付要領」という。）によると、附則で平成 19 年 1 月 1 日以降の貸付から適用するとされている。従って、平成 18 年 12 月 31 日以前の貸付にはこの交付金交付要領は適用対象外になると考えられる。上記 (iii) の交付金額が交付されている期中償還額の内、平成 18 年以前に貸付された償還額は合計 64,683 千円あり、これに対応する交付金交付要領の適用対象外となる事務交付金は 261 千円と推計される。また、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間にわたり事務交付金が交付されており、平成 23 年度も含めた 5 年間の合計は 1,300 千円前後と推計される。

融資機関に対する就農施設等資金の取扱に関する経費については、以前は国の補助対象であったことから平成 18 年までは農業振興公社を介した間接交付であったが、三位一体改革による税源移譲により県単事業となったことに加え、国の補助対象事業を引き継ぐ趣旨で現在の交付金制度が制定されているという経緯がある。交付金交付要領の制定日が平成 19 年 10 月 24 日であることから、空白期間が生じないよう遡及して適用されることを確認した文言であり、平成 18 年以前の貸付を除外する趣旨ではないと解することが出来るとしても、そうであれば「附則」の規定を「平成 19 年 1 月 1 日から始まる事業期間から適用」と交付金交付要領に制定すべきであった。平成 18 年以前に貸付された償還額に対応する事務取扱交付金を交付する根拠がなければ、交付金交付要領の適用誤りということになるので、今後、交付金交付要領の「附則」を「平成 19 年 1 月 1 日から始まる事業期間から適用」に改定し、実質的な制度の内容と規定の表記とを一致させておくべきである。改定することができなければ、平成 18 年以前に貸付された償還額に対応する事務取扱交付金は適用対象外となり、根拠のない交付金と解されることになる。

4. 貸付金

(1) 経済流通課

就農支援資金貸付事業特別会計によれば、県の農業関係者への貸付金は、下記のとおり農業改良資金及び就農支援資金のみである。 (単位：千円)

科 目	平成 23 年度期首	増 加	減 少	平成 23 年度期末
農業改良資金	209,454	—	92,033	117,421
就農支援資金	1,117,843	112,161	123,579	1,106,425
合 計	1,327,297	112,161	215,612	1,223,846

①農業改良資金

i 事業の概要

(i) 目的

農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するもののほか、農業者の経営の改善を図ることを目的とした認定中小企業者又は認定製造事業者等の取組に対し貸付を通じ支援する。

(ii) 特徴

イ. 日本政策金融公庫が自ら貸付原資を調達し、融資する資金

県による農業改良資金の貸付は、平成 22 年 9 月末をもって廃止されている。従って、上記の通り貸付の増加はなく回収による減少のみである。

ロ. 県による貸付資格の認定が必要

ハ. 貸付対象は、意欲と能力をもって農業を営む個人（集落営農組織を含む）や法人（農業参入法人を含む）、農業者の経営改善を図ることを目的に中小企業が連携して取り組む認定中小企業者、認定製造事業者等及び促進事業者

ニ. 利率は無利子

ホ. 償還期限は、10 年以内（特例は最大 12 年以内）、据置期間 3 年（特例は最大 5 年以内）

ヘ. 貸付限度額は、個人 5 千万円、法人 1.5 億円

(iii) 延滞額

上記農業改良資金の中に含まれている延滞額が下記のとおりある。 (単位：千円)

資金種類	平成 23 年度期首	増 加	減 少	平成 23 年度期末
生産方式改善資金	526	—	240	286
特定地域新部門導入資金	2,356	—	240	2,116

青年農業者等 育成確保資金	11,336	4,199	1,800	13,735
合計	14,218	4,199	2,280	16,137

また、この延滞額及び延滞額に対する違約金額（概算）の明細は下記のとおりである。

（単位：千円）

資金種類	農業振興事務所	償還期限	延滞開始	貸付額	延滞額	違約金額	延滞理由
生産方式改善資金	塩谷南那須	平成 20.8.10	平成 20.8.11	8,640	286	323	経営不振及び営農意欲低下
特定地域新部門導入資金	同上	平成 22.5.10	平成 18.5.11	3,868	2,116	1,217	経営不振及び健康悪化
青年農業者等育成確保資金	那須	平成 22.12.10	平成 17.12.11	10,000	2,758	2,402	経営不振及び営農意欲低下
同上	芳賀	平成 23.8.10	平成 21.8.11	22,000	5,380	1,273	経営不振
同上	塩谷南那須	平成 23.12.10	平成 21.12.11	21,997	5,597	1,035	経営不振
合計				66,505	16,137	6,250	

ii 検出事項

延滞額のある那須、塩谷南那須及び芳賀の各農業振興事務所について検証したところ下記の事項が検出された。

・債権管理報告書の正確な作成（指摘事項）

延滞額は、債権管理報告書に翌年度以降の収入見込額及び収入済額と共に記載されて県の財政課に報告されている。上記表の延滞額のうち、青年農業者等育成確保資金の延滞額 5,380 千円以外の各延滞額は収入済の実績額を大幅に超えた金額が報告年度の収入見込額とされている。更に、債権管理報告書の「翌年度繰越し後の収入見込額」欄への記載について、翌年度以降収入、見込収入なし及びその他に区

分されていない。収入見込額を推計するのは難しい面もあるが、できるだけ正確に見込んで債権管理報告書に記載するべきである。

・個々の延滞者の状況

また、上記表の延滞額について個々に検討したところ以下の事項が判明している。

(ア) 生産方式改善資金 延滞額 286 千円

借受者の母親（79 歳）から回収しているのが現状で、連帯保証人も 80 歳と高齢で連帯保証人の意味を理解していない。借受者は、畜産振興資金として借入れているにもかかわらず畜産を営んでおらず、収益状況は悪く生産技術も劣り勤労意欲にも問題があると思われる。近代化資金 2,760 千円（酪農とちぎ 2 口）の償還も残っていることを考えると、月 20 千円ずつ返済があるとはいえ、回収状況を注意深く見据え回収が滞った時点で連帯保証人に返済を求めることになる。

(イ) 特定地域新部門導入資金 延滞額 2,116 千円

確約書によれば借受者は年 600 千円の償還を約束し、確約書の通り履行しない場合は、県が法的手続きをとっても異議を申し立てない旨を表明している。しかし、現実には直近 1 年間で 240 千円の返済しかなく、また他に農協にも約 3,500 千円の債務がある。今後の対応として、1 年間で 600 千円の返済が滞る場合は連帯保証人を交えて再度話し合いを行うことになっているが、本人の生産技術がやや低く収益状況が悪いことを考え合わせると、法的手続きを視野に入れて回収しなければならない状況にある。

(ウ) 青年農業者等育成確保資金 延滞額 5,380 千円

融資対象とされた作物の栽培を再開しているが、借受者は民間企業に就職し（契約社員）給料から毎月返済をしている。返済額を平成 24 年 3 月まで月 20 千円から 4 月以降は 100 千円に増額しているが、農協に代位弁済した営農関係の負債（約 4,600 千円）につき農業信用基金協会から競売を申し立てられている。今後その代位弁済された負債と競売費用の負担も考慮しなければならず、苦しい状況の中いつまで返済が継続されて行くか疑問である。

(エ) 青年農業者等育成確保資金 延滞額 5,597 千円

県として現状を説明し、分割返納でもよいので元金を減らすよう指導しているが、平成 23 年度の回収は 200 千円であった。連帯保証人（父）の協力が得られない状況で、他の連帯保証人への求償は実施していない様子である。償還の見通しとして、作物の収穫時期にあわせて春・冬の 2 回を見込んでおり、追加収入の都度回収するとしているが、回収にはある程度の期間を要すると見込まれる。

・借受者の所得状況の把握（指摘事項）

農業改良資金貸付の延滞状況報告書に借受者の延滞状況の現状、償還に向けた取組・見通し及び今後の対応等が簡略に記載されている。しかし、肝心な借受者の所得状況が全く把握されていない。借受者は所得税の確定申告をしているはずであり、所得税の確定申告書及び決算書（以下「決算書等」という。）を入手し、借受者の所得状況の検討をすべきである。

・栃木県農業改良資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）の厳格な適用（指摘事項）

貸付規則の第8条第1項第3号では償還金の支払いを怠り、又は正当な理由がなく貸付の条件に違反したときには、借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき一時償還を命ずることができる旨規定されている。しかし、現状は借受者に延滞が発生しても、ただちに一時償還を命じていることはない。農業に従事しているが経営が不振のため長期にわたり延滞の状況が続いている。

民間金融機関からの融資を受けた場合には、延滞発生後3か月で破綻懸念先、6ヶ月以上で実質破綻先に債務者区分され、実質破綻先はその後の返済状況に応じ債権回収の手続きが取られることになっている。もちろん、連帯保証人に対しても保証債務の履行が求められ、厳格に実行されているのが現状である。

従って、貸付規則を厳格に適用して貸付資金の回収を図るべきである。

・借受者の決算書等の提出（指摘事項）

貸付規則の第8条第1項第4号では自己の経営について農業簿記等による適正な経営管理又は税務申告を行っていない場合には、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき一時償還を命ずることができる規定されている。今後、延滞者だけでなく全ての農業改良資金の借受者に対して、決算書等の提出を求めるべきである。

②就農支援資金

i 事業の概要

(i) 目的

新たに農業経営を開始する者や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金の面からサポート（無利子資金の貸付）し就農の支援をする。

(ii) 内容

(ア) 新たに農業経営を開始する者

以下に該当する者は、「就農計画」を作成し県知事から認定を受けることにより（認定就農者）、就農支援資金を借り受けることができる。

(対象者)

- ・自ら農業経営を目指す者
- ・農業法人等への就職を目指す者
- ・現在農業法人等の従業員で、独立経営を開始する者（以下の要件を全て満たす者に限る。）

従業員として農業に従事する期間が1年以上5年以内

従業員期間の農業従事経験を生かして個人による農業経営を開始する者

自己の経営について、農業簿記等により適正管理が可能な者

(資金の種類)

就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金

(イ) 就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体

以下の対象者は、新たに雇用する者に関する「就農計画」を作成し、県知事から認定を受けることにより（認定農業者）、就農支援資金を借り受けることができる。

(対象者)

新たに農業を始める者を雇用し、研修等を通じて担い手として育てていこうとする農業法人や農家等の経営体

(資金の種類)

就農研修資金、就農準備資金

(iii) 資金の内容

(ア) 就農研修資金

- ・貸付内容 農業の技術又は経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金（授業料、教材費、視察研修費、滞在費、研修用機器等）
- ・貸付主体 県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）に指定されている公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「農業振興公社」という。）
- ・貸付対象 認定就農者又は認定農業者
- ・貸付限度額 農業大学校への就学 5万円／月以内
先進農家等（国内外）での研修 15万円／月以内
指導研修（青年のみ） 200万円（1回限り）

- ・償還期間

青年	12 年以内（うち据置期間 4 年以内）
	特例 20 年以内（うち据置期間 9 年以内）
中高年	7 年以内（うち据置期間 2 年以内）
	特例 12 年以内（うち据置期間 5 年以内）

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 青 年 | ：15 歳から 30 歳未満（知事特認で 40 歳未満）の者 |
| 中高年 | ：40 歳から 55 歳未満（知事特認で 65 歳未満）の者 |
- ・利率 無利子

(イ) 就農準備資金

- ・貸付内容 住所の移転、資格の取得等就農の準備に必要な資金（住所移転費、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費等）
- ・貸付主体 農業振興公社
- ・貸付対象 認定就農者又は認定農業者
- ・貸付限度額 200 万円以内（1 回限り）
- ・償還期間

青年	12 年以内（うち据置期間 4 年以内）
	特例 20 年以内（うち据置期間 9 年以内）
中高年	7 年以内（うち据置期間 2 年以内）
	特例 12 年以内（うち据置期間 5 年以内）
- ・利率 無利子

(ウ) 就農施設等資金

- ・貸付内容 農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金（施設・機械購入費、種苗費、家畜購入費、農地等の賃借料、農業機械等のリース料等）
- ・貸付主体 農業振興公社、農協等の融資機関
- ・貸付対象 認定就農者
- ・貸付限度額 経営開始後 5 年間を対象

青 年	3,700 万円以内（但し 2,800 万円を超える額は、必要額の 1/2）
中高年	2,700 万円以内（但し 1,800 万円を超える額は、必要額の 1/2）
- ・償還期間 12 年以内（うち据置期間 5 年以内）
- ・利率 無利子
- ・その他 農業信用基金協会の債務保証の対象

(iv) 就農支援資金の明細

就農支援資金の明細は、下記のとおりである。

(単位：千円)

貸 出 先	平成23年度期首	増 加	減 少	平成23年度期末
就農施設等資金				
青 年	815,207	112,161	91,798	835,570
中 高 年	93,657	—	6,129	87,528
計	908,864	112,161	97,927	923,098
農業振興公社 (育成センター)	208,979	—	25,652	183,327
合 計	1,117,843	112,161	123,579	1,106,425

県が、就農支援資金として認定就農者へ融資機関を介して貸出しているのは就農施設等資金だけで、就農研修資金及び就農準備資金は、県が農業振興公社へ一旦貸出しその資金を財源として、農業振興公社から認定就農者及び認定農業者へ貸出が行われているのが現状である。

農業振興公社から認定就農者及び認定農業者へ貸付金の明細は、下記のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成23年度期首	増 加	減 少	平成23年度期末
青 年				
研修資金	52,439	3,000	16,140	39,299
準備資金	7,075	—	575	6,500
計	59,514	3,000	16,715	45,799
中高年				
研修資金	2,320	—	290	2,030
準備資金	500	—	—	500
計	2,820	—	290	2,530
合 計	62,334	3,000	17,005	48,329

(v) 延滞額

就農施設等資金は延滞額がないが、農業振興公社の貸付金の延滞額は、下記のとおりである。

(単位：千円)

資金種類	貸付額	貸付残高	延滞額	延滞開始 (年月日)	償還期限 (年月日)	延滞理由	違約金額
研修	3,600	70	70	18.5.10	18.5.10	営農不振	算出無
研修※	1,200	275	275	18.12.10	20.12.10	離農	107
研修	1,350	90	90	20.12.10	21.12.10	営農不振	51
研修	2,850	400	400	20.12.10	22.12.10	営農不振	51
研修※ と同一	1,800	790	790	19.12.10	同上	離農	188
研修	1,800	645	645	21.12.10	23.12.10	連絡不通	一部 1
研修	3,600	300	300	同上	同上	営農不振	一部 30
研修	1,200	280	280	19.12.10	同上	同上	算出無
研修	1,200	530	530	20.12.10	同上	同上	一部 78
研修	1,200	216	96	同上	24.12.10	同上	算出無
研修	1,200	960	720	18.12.10	25.12.10	同上	一部 61
研修	1,200	1,050	750	19.12.10	同上	離農	141
研修	1,200	1,147	697	同上	26.12.10	離農	134
研修	1,200	340	150	23.12.10	30.12.10	計画変更	算出無
準備	2,000	750	750	21.12.10	23.12.10	再起不能	56
合計	26,600	7,843	6,543				

※は同一貸出先である。

ii 検出事項

上都賀及び下都賀農業振興事務所の就農施設等資金、農業振興公社の貸付金について抽出して検証したところ以下の事項が検出された。

(i) 就農施設等資金の貸付金

栃木県就農支援資金貸付金貸付等要領（以下「貸付等要領」という）第14の2に基づき、適正に融資機関を通して貸付の申請から決定が行われているのを確認した。また、就農施設等資金の貸付金では延滞が発生していないので問題はない。

・決算書等の提出及びモニタリング（意見）

今後の対応として、認定就農者の作付面積・生産・販売内容等の経営状況は把握されているが、毎年の事業収支の実績を把握して事業計画通りの経営が行われているかどうかを管理すべきである。貸付等要領第 14 の（22）経営状況の把握によると、「融資機関は、認定就農者に事業計画期間中、事業計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況が判断できる資料を提出させ、事業計画の達成状況の把握に努めると共に、農業振興事務所等関係機関と連携し、適宜適切な指導を行うものとする。」と規定しているので、この規定を遵守することが融資機関に望まれ、農業振興事務所にも融資機関と連携してこれらの働きかけをすることが求められる。また、認定就農者が貸付等要領第 14 の 2 の（17）就農支援資金の一時償還の項目「借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず」に該当した時には、融資機関は、期限を示して一時償還を請求するものとするとして規定している。このように、認定就農者は経営の収支を明らかにした帳簿の作成を義務付けられていることから、経営状況の判断ができる資料即ち決算書の作成が認定就農者に求められていることが分かる。従って、今後は農業振興事務所においても定期的に決算書等を求めて事業計画の達成状況の把握（モニタリング）を行う必要がある。

（ii）農業振興公社の貸付金

・資金別貸付残高実績の正確な記載（意見）

農業振興公社では、貸付状況の総括表とその内訳としての資金別貸付残高実績を作成しているが、両者の平成 23 年度期末の貸付残額に相違があった。その理由として、資金別貸付残高実績の青年の研修資金及び準備資金の前年度からの繰越額等が違っていたためであったが、詳細確認後両者の残高は一致した。今後は正確な記載が求められる。

・主管課の管理（指摘事項）

農業振興公社は、毎年度就農支援資金貸付業務実績報告書及び附属書類（以下「実績報告書等」という。）を主管課に報告しチェックを受けているはずである。しかし、実績報告書等の一致するはずの平成 22 年度の次年度繰越金と平成 23 年度の前年度繰越額が 6,065 千円相違していた。このため平成 23 年度の次年度繰越金も相違していた。農業振興公社からは参考資料として貸付の明細が提出されており、この参考資料と照合すれば相違は発見できたはずである。事業の実施状況を正確に把握するためには、正確な記載内容の実績報告書等が必要でありそのためにも提出された関係資料のチェックは必要である。主管課は提出された実績報告書等の内容を十分に確認すべきである。

- ・ 違約金の把握（指摘事項）

延滞額に対する違約金の実績額は元本の返済の都度把握しているが、毎年度末の違約金額を把握していない。違約金額は、毎年度末に必ず把握するべきである。

- ・ 栃木県青年農業者等育成センター就農支援資金貸付業務要綱（以下「貸付業務要綱」という。）の厳格な適用（指摘事項）

延滞金額は 14 人合計で 6,543 千円発生し、その中の営農不振のため償還期限が過ぎている者 6 人、離農していると考えられる者 3 人、その他の営農不振 2 人、その他 3 人と延滞理由は様々である。貸付業務要綱によれば育成センターは、認定就農者等が貸付業務要綱第 18 条（貸付金の一時償還）第 1 項第 2 号の「離農したとき」及び第 4 号の「償還金の支払いを怠ったとき」には、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとするとして規定されている。また、貸付業務要綱第 19 条（違約金）では、支払期日までに償還金又は一時償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとするとして規定されている。実際に延滞が発生してもすぐには貸付業務要綱第 18 条の第 2 号及び第 4 号を適用して一時償還を延滞者に求めないでいるという実状は理解できるが、離農・再起不能と認められる者及び償還期限が経過している者に対しては、貸付業務要綱を厳格に適用して貸付金の回収と共に違約金の徴収を図るべきである。また、この研修資金及び準備資金は、農業信用基金協会の債務保証の適用がないため、貸付資金の回収には細心の注意を払う必要がある。

- ・ 決算書等の提出及びモニタリング（意見）

就農施設等資金の意見と同じである。

- ・ 就農支援資金貸付の意義（意見）

育成センターの就農支援資金（研修資金及び準備資金）の貸付実績の年度毎の推移をみると、平成 16 年度を境に急速に減少してきている。平成 7 年度から平成 15 年度までの年平均は 37.2 件で 51,091 千円のところ、平成 23 年度には 2 件で 3,000 千円、過去 5 年間の平均でも 3.4 件で 4,237 千円と極端に少なくなってきている。この現象をどのように捉えるかを考えると、大きな要因は金利の低下であろうということが指摘できる。金利の低下に伴い就農支援資金でなくても就農準備や研修のための資金はある程度用意できることが伺える。一方、償還実績は平成 14 年度より 30,000 千円から 40,000 千円のペースで償還が進み、ここ 3 年間は 20,000 千円前後で推移しており、貸付を大幅に超える償還が続いているため貸付残高の減少傾向となっている。このような実態から考え、相談者に対し就農支援資金の活用を促

すことが必要と思われるが、同時に就農支援資金貸付の有り方についても検討する時期に来ているのではないかと思われる。

IV 「とちぎ未来開拓プログラム」との関連

1. 補助金、負担金及び交付金との関連

前記Ⅱ 2. 補助金、負担金及び交付金（2）役割と問題点のところ「とちぎ未来開拓プログラム」（以下「プログラム」という。）との関連に触れたが、この項ではこれまで述べてきた補助金、負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）の中で、プログラムの主な検討事業に該当する事業の補助金等について検討する。

前掲した補助金等一覧表（P27 から P33）の中で該当するのは、以下の事業である。

①農政課	補助金等金額
・栃木県農業会議補助金（内、人件費（県費部分））	33,238 千円
・とちぎの食育・地産地消総合推進事業費補助金	1,071 千円
・とちぎ“食と農”ふれあいフェア 実行委員会負担金	5,000 千円
②農村振興課	
・とちぎ“食と農”ふれあいフェア 実行委員会負担金	10,000 千円
③経済流通課	
・農業近代化資金利子補給金	97,290 千円
④経営技術課	
・農地確保・利用支援事業費補助金	—
・経営体育成整備事業費補助金	—
・農業雇用確保緊急対策事業費補助金	—
・先進的営農支援交付金	25,500 千円
⑤生産振興課	
・需要対応型園芸産地育成事業費補助金	—
・園芸産地総合戦略支援事業費補助金	25,596 千円
・水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金	51,705 千円
・米麦改良事業費補助金	4,962 千円
・青果物生産安定互助対策事業費補助金	8,876 千円
・優良種苗生産助成事業費補助金	2,741 千円
⑥畜産振興課	
・肉豚価格安定事業費補助金	29,963 千円
⑦農地整備課	
・土地改良施設管理費補助金	57,176 千円

2. 主な検討事業

上記の内、プログラムの中で「集中改革期間における具体的な取組」の一つとして行政経費の削減が挙げられ、事務事業の見直しとして継続する事業と見直しを行う事

業に区分し、各事業に対して交付される補助金等を区分すると次のとおりである。

(継続する事業)

- ・農業近代化資金融通促進費
- ・農業雇用確保緊急対策事業費補助金
- ・米麦改良事業費補助金
- ・青果物生産安定互助対策事業費補助金
- ・優良種苗生産助成事業費補助金
- ・土地改良施設管理費補助金
- ・とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金

(見直しを行う事業)

①県の役割の明確化

ア. 民間との役割分担

基本的な考え方は、「民間にできることは民間に」を基本とし、県は県が担うべき役割への重点化を推進する。

- ・需要対応型園芸産地育成事業費補助金
- ・園芸産地総合戦略支援事業費補助金
- ・水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金

イ. 市町との役割分担

基本的な考え方は、「住民に身近なサービスは住民に最も身近な市町で」を基本に、県は広域的・専門的な観点から必要な役割を果たすとともに、ノウハウの提供等を通じて支援を強化する。

- ・先進的営農支援交付金

②県民ニーズの検証等

ア. 県民ニーズの徹底検証

基本的な考え方は、個々の事業の費用対効果を十分に検証するとともに、県民ニーズや現状の課題解決に直接結びつかない事業は廃止するか、事業手法を見直す。

- ・肉豚価格安定事業費補助金

イ. 関係団体（出資法人等）への県関与の見直し

基本的な考え方は、県出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方を見直すとともに、今後の県議会における「県出資法人あり方検討会」の提言も踏まえ、法人のあり方を見直しを進める。

- ・栃木県農業会議補助金
- ・農地確保・利用支援事業費補助金
- ・経営体育成整備事業費補助金

③「最小の費用で最大の効果」の実現

ア. 費用対効果の徹底検証

基本的な考え方は、事業の実施に当たっては、費用対効果を徹底的に検証し、NPOをはじめとする民間活力の活用を積極的に図るなどにより事業手法を見直す。

- ・とちぎの食育・地産地消総合推進事業費補助金

また、「とちぎ未来開拓プログラム」の中で補助金等及び貸付金に関連する「主な検討事業一覧」の見直し内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成 21 年度予算	平成 25 年度見込額	見直し内容
農業近代化資金融通促進費	25,233	24,984	農業経営の改善や、安定的な経営を目指す農業者に対する支援事業であり、現行通り継続
農業雇用確保緊急対策事業費補助金	31,185	—	当初計画のとおり平成22年度で終了
米麦改良事業費補助金	175,000	175,000	現行どおり継続
青果物生産安定互助対策事業費補助金	12,035	12,035	現行どおり継続
優良種苗生産助成事業費補助金	175,000	175,000	現行どおり継続
土地改良施設維持管理適正化事業費	10,800	10,102	ストックマネジメントの着実な推進の観点から現行どおり継続
とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金	10,000	10,000	県民の“食と農”に対する理解を深めるために必要なことから、現行どおり継続